

Prof. Geraldine Hartshorneからの情報

- Admixed胚の研究者は、現在英国外で仕事を継続している (Dr Armstrongはスペイン、Prof St Johnはオーストラリア、Dr Mingerはカナダ)
- Bionewsによれば、Newcastleで作成されたAdmixed胚は278個、ES作成は報告されていない
- Newcastleでは、以前、体外受精を受ける女性から、研究への卵子の提供を受け、費用を減免していた
- この仕事はHFEAの許可を得て、MRCからの研究費で行われたが、資金提供の継続が不可能となった
- その理由はiPS研究への資金投入増加のためで、hybridが問題となったわけではないとMRCは述べているが、実際は明らかでない

まとめと私見

- 英国のHFE法改正により可能となったAdmixed胚作成による研究の進展はまだ報告されていない
- 研究が進まない原因の少なくとも一部は、研究環境の変化による研究費削減が関係する
- わが国においても、研究のためのヒト未受精卵提供のハードルは高く設定されており、制度的にも、現実的にもかなり困難である
- 「ヒト受精胚の作成を行う生殖補助医療研究」が倫理指針により一定限度認められる以上、また、特定胚について法的に移植を禁止している以上、指針により特定胚作成をほぼ一律に禁止することには違和感がある
- したがって、Therapeutic cloning研究などのために、たとえばヒト性融合胚作成の科学的合理性、安全性、社会的妥当性が高いのであれば、「特定胚指針」の改正により、作成可能な動物性集合胚と同様に、その作成の許可に向けて対応する意義が大きいと思われる